

## \* 学校感染症の種類と出席停止期間 \*

(学校保健安全法施行規則第18条)

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルク熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症性急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MARS)、特定鳥インフルエンザ(H5N1/H7N9) * 上記の他、 <b>新型コロナウイルス感染症はここに入ります。</b> <b>指定感染症 および新感染症</b>		治癒するまで
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで	
第2種	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで	
	咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(条件によっては出席停止が必要な感染症)	医師が感染の恐れがないと認めるまで	

溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、伝染性紅斑(りんご病)、手足口病、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)、マイコプラズマ感染症など